

## 蔵王町公共施設における新型コロナウイルス感染者の公表基準

令和3年1月4日

改正 令和4年2月1日

蔵王町新型コロナウイルス感染症対策本部

### 1 目的

町が管理する施設において新型コロナウイルスの感染者が確認された場合の公表の基準を定め、適切に情報を提供することにより、町内における感染の拡大を防止し、町民の安全で安心な生活を維持することを目的とする。

### 2 公表の対象となるもの

- (1) 町職員に感染が確認された場合
- (2) 町立の保育所の入所児又はそれらに勤務する者に感染が確認された場合
- (3) 町立の幼稚園の園児、小学校の児童、中学校の生徒又はそれらに勤務する者に感染が確認された場合
- (4) その他町の施設の利用者又はそれらに勤務する者に感染が確認された場合

### 3 公表内容

感染者及びその濃厚接触者の範囲、感染経路、感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、感染者及びその家族並びに濃厚接触者(以下「感染者等」という。)が特定されない範囲内で、次のうちから必要な情報を公表する。

なお、各号イからオまでは、宮城県が公表した情報によるものとする。

- (1) 町職員に感染が確認された場合
  - ア 感染者の所属又は感染者が勤務する施設名（感染者が特定されるおそれがある場合は、施設種別のみ公表する。）
  - イ 感染者の陽性判明日
  - ウ 感染者の居住地（町内・町外の別のみ）
  - エ 感染者の症状の有無
  - オ 感染者の感染可能期間中の行動歴、濃厚接触者の有無
  - カ 公衆衛生上の対策の情報（対象となる施設の閉鎖の期間、消毒の実施日など）
- (2) 町立の保育所の入所児又はそれらに勤務する者に感染が確認された場合
  - ア 感染者が属する施設種別（保育所の名称は公表しない。）
  - イ 感染者の陽性判明日
  - ウ 感染者の居住地（町内・町外の別のみ）
  - エ 感染者の症状の有無

- オ 感染者の感染可能期間中の行動歴、濃厚接触者の有無
  - カ 公衆衛生上の対策の情報（対象となる施設の閉鎖の期間、消毒の実施日など）
- (3) 町立の幼稚園の園児、小学校の児童、中学校の生徒又はそれらに勤務する者に感染が確認された場合
- ア 感染者が属する施設種別（幼稚園及び学校の名称）
  - イ 感染者の陽性判明日
  - ウ 感染者の居住地（町内・町外の別のみ）
  - エ 感染者の症状の有無
  - オ 感染者の感染可能期間中の行動歴、濃厚接触者の有無
  - カ 公衆衛生上の対策の情報（対象となる施設の閉鎖の期間、消毒の実施日など）
- (4) その他町の施設の利用者又はそれらに勤務する者に感染が確認された場合
- ア 感染者が利用した又は勤務する施設名（感染者が特定されるおそれがある場合は、施設種別のみ公表する。）
  - イ 感染者の陽性判明日
  - ウ 感染者の居住地（町内・町外の別のみ）
  - エ 感染者の症状の有無
  - オ 感染者の感染可能期間中の行動歴、濃厚接触者の有無
  - カ 公衆衛生上の対策の情報（対象となる施設の閉鎖の期間、消毒の実施日など）

#### 4 公表方法

情報の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) マスコミへのプレスリリース
- (2) 町ホームページへの掲載

#### 5 留意事項

情報の公表は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 蔵王町感染症感染者等の人権擁護に関する条例（令和3年蔵王町条例第6号）に基づき、感染者を始めとした関係者のプライバシーの保護に配慮して行う。また、公表の際には、感染者及び関係者が差別・偏見、誹謗中傷、風評被害などを受けないことがないように、情報を得た町民などに対し、良識ある行動をとるよう周知を行う。
- (2) 上記2の公表の対象であっても、感染が確認された町職員等が曝露（陽

性者との接触等) 日前から引き続き施設に立ち入っていないなど、町が管理する施設において当該町職員等から更なる感染が生じたおそれがない場合は、公表の対象としない。

- (3) 指定管理者及び委託業者の従業員に感染者が確認された場合は、本基準を踏まえ当該事業者と協議の上判断する。